



たつの市住生活基本計画【概要版】



たつの市

令和5年改定版
平成25年3月策定

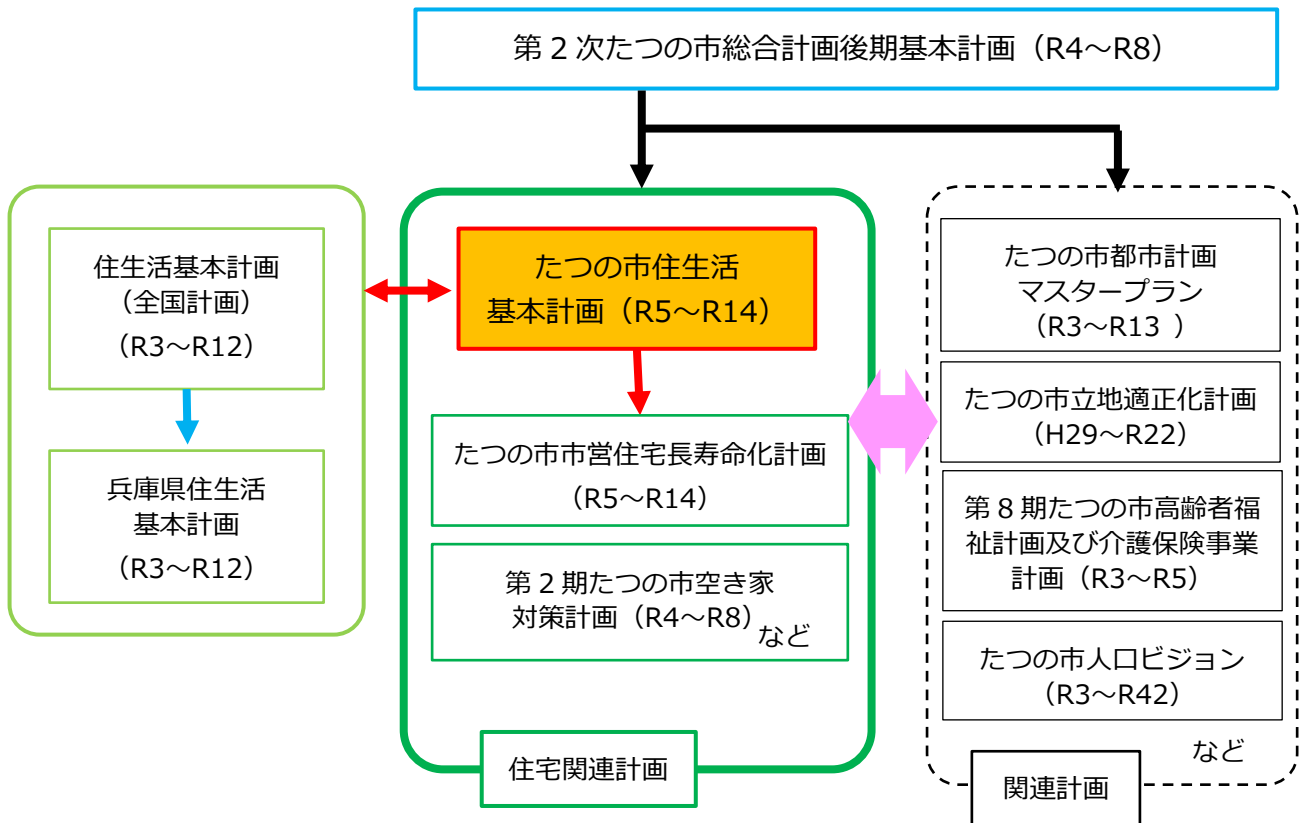
たつの市住生活基本計画の改定について

1 計画改定の目的

本市では、平成24年度に「たつの市住宅マスタープラン」を策定し、国の住生活基本計画に基づき住生活の安定の確保及び向上の促進を図ってきました。この度、計画期間が満了するため、国の住生活基本計画（全国計画）及び兵庫県住生活基本計画を踏まえ、本市における住環境の整備及び住宅政策の基本方針を示すため「たつの市住生活基本計画」（以下、「本計画」という。）として改定します。

2 計画の位置付け

本計画は、住生活基本法に基づき国が策定した住生活基本計画（全国計画）及び兵庫県住生活基本計画に則し策定する本市における住宅政策の基本計画です。さらに、本市の最上位計画である第2次たつの市総合計画後期基本計画を踏まえ、たつの市都市計画マスタープラン、第8期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画をはじめとする関連するたつの市の各種計画との整合を図り、本市の住宅特性等を考慮した上で策定するものです。



3 計画の期間

計画期間は、目標年次を令和14年度とした今後10年間とし、計画内容は、社会経済情勢等の変化に対応するため、おおむね5年ごとに見直しを行うこととします。

計画期間 令和5年度～令和14年度の10年間

計画の実現に向けて

1 役割

本計画に記載されている内容を実現していくためには、たつの市のみならず、市民、関係団体及び事業者が相互に連携・協力を行い、本計画の推進に取り組んでいく必要があります。このため、次のとおり市民、事業者等の役割を定めます。

<p>①市民の役割</p> <p>市民には、住宅の適切な維持・管理に取り組み、良質な住宅ストックを将来に継承していくことが求められています。</p> <p>また、市民一人ひとり、地域コミュニティを支える主体として、地域のまちづくり活動などを通じた居住環境の向上に積極的・継続的に参加していくことが望まれます。</p>	<p>②自治会やNPO[*]等の役割</p> <p>自治会、NPO・ボランティア団体などは、それぞれの特性に応じたまちづくりの主体としての役割が期待されており、様々な主体が連携しながら地域課題や地域ニーズに対応し、活躍していくことが求められています。</p> <p>住宅の質の向上、安心・安全な暮らしを支えるサービスの実施、防犯・防災を含めた活動等を主体的に行い、市が実施する施策がさらに効果的なものとなるよう取り組むことが望まれます。</p>
<p>③事業者の役割</p> <p>住宅関連の民間事業者は、安全で快適な住宅の設計・施工・販売・賃貸、適切な維持・管理サービスの提供など、住宅市場において重要な役割が求められています。</p> <p>このような役割を十分に認識し、市民に対して、適正かつ適切な情報の提供を行い、地域で長く大切に使い続けられる住宅の供給に努めることが望まれます。</p>	<p>④たつの市の役割</p> <p>たつの市は、本計画の目標の実現に向けて、市民や関係団体、事業者等に対し、本計画を周知します。</p> <p>本計画の内容は、市営住宅等の公的賃貸住宅にとどまらず、高齢者等の住まいへの支援、防災性や防犯性の向上など、幅広い分野にわたっていることから、庁内の連携を密にし、施策の展開に取り組めます。また、施策の推進にあたっては、国、県などの関係機関とも連携し、横断的かつ総合的な取組を推進します。</p> <p>本計画を実現するため、施策内容の点検・改善策を協議する体制を確立します。</p>

2 計画の推進

①PDCAサイクルによる効果的な施策の推進

【計画（PLAN）】された7つの基本方針に基づく施策を【実施（DO）】していく上で、その取組の進行状況を把握した上で【評価（CHECK）】し、必要に応じて【改善（ACT）】を行いながら、PDCAサイクルによる効果的な施策の推進を図ります。

②必要に応じた見直しの実施

社会情勢が大きく変化し、それに伴う新たな法制度の整備や、新たな技術の開発・導入等が進むことも予想されることから、適切な時期に検証を行い、その結果を反映させるなど、必要に応じた計画の見直しを進めていきます。

※NPO：Non-Profit Organization の略。営利を目的とせず、社会貢献活動を行っている民間の非営利団体のこと。

目標及び基本方針

1 目標

たつの市住生活基本計画の目標を以下のように設定します。

より暮らしやすい「ふるさと たつの」をめざして
～ 快適実感都市「たつの」の実現 ～

2 基本方針

たつの市住生活基本計画の基本方針を、本市の住宅に関わる現況及び課題から以下のように設定します。

【現況及び課題】	【基本方針】
(1) 人口減少への対応	1 人口増加を目指した良好な住宅・住環境づくり 優良な住宅開発を促進し、新たな住民の受け入れを促進するとともに、空き家等を活用した移住・定住支援への取組等を進め、若い世帯の流入促進、定住人口の増加を目指します。
(2) 高齢化対策の推進	2 高齢者が安全に暮らせる住宅・住環境づくり 高齢者や障害者が安心して日常生活を送れるように、住宅のバリアフリー対策等を進めるとともに、ライフステージ [*] に応じた適切な時期に、適切な情報が入手できるような情報提供体制を構築します。
(3) 少子化対策の推進	3 子育て世帯が楽しく暮らせる住宅・住環境づくり 子育て支援施設の充実を図るとともに、子育て世帯の住宅購入や賃貸住宅入居を支援するなど、子育て世帯が暮らしやすい環境づくりを進めます。

^{*}ライフステージ：就職・結婚・育児・退職・配偶者の死亡など、家族の年齢構成や人員数の変化等による人生における段階のこと。

【現況及び課題】

【基本方針】

<p>(4) 住宅確保要配慮者 対策の推進</p>	<p>4 誰もが安心して暮らせる住宅・住環境づくり</p> <p>高齢者、低額所得者、障害者のほか子育て世帯や外国人などの住宅確保要配慮者が、本市で安心して暮らせるように、相談・支援体制の充実・強化を図るとともに、市営住宅だけでなく、民間賃貸住宅なども含めた住宅への入居支援及び入居後の生活支援等を進めます。</p>
<p>(5) 良質な住宅ストックの形成</p>	<p>5 いつまでも住み続けられる良質な住宅・住環境づくり</p> <p>環境への配慮を行っている住宅、災害に強い住宅など、住宅性能が高く、優良な住宅整備を進めるとともに、本市で増加している空き家について、利活用や適正管理、除却といった適切な対策を進めていきます。</p>
<p>(6) 災害対策等の推進</p>	<p>6 みんなを守る、安全で安心な住宅・住環境づくり</p> <p>災害ハザードエリア※における住宅立地規制、誘導、安心・安全に暮らせる住宅・住環境の整備を進めるほか、災害時の情報伝達体制の構築、安全な避難所の整備など、災害への備えを強化していきます。</p>
<p>(7) 地域コミュニティ 活動の活性化</p>	<p>7 日常的な暮らしをみんなで支えるコミュニティづくり</p> <p>市民の方による日常的な自主防災・防犯活動を継続的に実施し、地域コミュニティを活性化させることで、より魅力的な地域まちづくりを推進します。</p>

※災害ハザードエリア：水や土砂災害など自然災害による被災のおそれ大きい区域のこと。「災害レッドゾーン」と「浸水ハザードエリア等」の2つの区分がある。

施策

たつの市住生活基本計画の目標の実現に向けて、各基本方針に基づき、以下に示す施策に取り組みます。

基本方針 1 人口増加を目指した良好な住宅・住環境づくり

①優良な住宅開発の促進	○優良な民間開発の誘導
	○緑化取組の推進
②移住・定住の促進	○移住・定住の促進
	○空き家活用の促進
	○多様な主体との連携促進

基本方針 2 高齢者が安全に暮らせる住宅・住環境づくり

①高齢化に対応した住宅整備の促進	○高齢者等に配慮した住宅性能の確保
	○公営住宅におけるバリアフリー化の推進
②高齢者に対する住宅情報の提供	○高齢者等への適切な情報提供の実施

基本方針 3 子育て世帯が楽しく暮らせる住宅・住環境づくり

①子育て環境の充実	○子育て支援施設の充実
②子育て世帯が暮らしやすい住宅の供給促進	○住宅取得に対する支援の実施
	○公営住宅における子育て世帯の受け入れ促進

基本方針 4 誰もが安心して暮らせる住宅・住環境づくり

①多様な世帯の入居の促進	○民間賃貸住宅の積極的な活用の推進
	○入居等に対する支援の実施
	○相談・支援体制の充実
②市営住宅の適切な管理・運営の実施	○市営住宅等による受け入れ体制の強化

基本方針5 いつまでも住み続けられる良質な住宅・住環境づくり

①住宅分野における省エネ対策の推進	○省エネルギー化に向けた取組の推進
	○市民意識の醸成
②空き家対策の推進	○空き家の多様な利活用の促進
	○空き家の適切な管理の促進
	○管理不全空き家等に係る対策の強化
③マンションの適正管理の推進	○マンションの適正な維持・管理、再生の推進
④住宅流通市場の活性化	○空き家の流通促進

基本方針6 みんなを守る、安全で安心な住宅・住環境づくり

①豪雨・土砂災害対策の推進	○立地適正化計画※に基づいた住宅等の規制・誘導
	○適正な情報の提供
	○情報伝達体制の充実
	○避難所の整備
②大規模地震対策の推進	○住宅の耐震性の向上
	○適正な情報の提供
③住環境整備の推進	○災害時の避難経路・輸送経路・避難場所の確保
④防犯対策の推進	○防犯性の向上

基本方針7 日常的な暮らしをみんなで支えるコミュニティづくり

①日常的な地域活動の推進	○日常的な安全・安心活動の推進
②地域コミュニティ活動に対する支援の実施	○地域づくりの核となる人材の育成
	○地域活動に対する支援の実施
	○新たな地域交流拠点の整備
	○地域における緑化取組の推進

※立地適正化計画：持続可能な都市構造の再構築を目指して市町村が策定する計画のこと。急速な人口減少や少子高齢化による地域の活力低下、住宅地・都市機能の拡散による市街地の低密度化等を踏まえ、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導を行う。

■ 成果指標

たつの市住生活基本計画の進捗状況を把握するための成果指標として、以下の項目を設定します。

基本方針		成果指標名称	現状値 (R4)	目標値 (R14)	出典
1	人口増加を目指した 良好な住宅・住環境づくり	定住促進住宅取得 支援事業の申請数	2,004 件	4,356 件	まちづくり推進課 資料 ※R6 まで
2	高齢者が安全に暮らせる 住宅・住環境づくり	高齢者等住宅改造 費助成事業の申請 数	0 件	2 件	高年福祉課資料
3	子育て世帯が楽しく暮ら せる住宅・住環境づくり	公営住宅等におけ る新婚世帯への家 賃徴収猶予・減免の 件数	0 件	2 件	都市計画課資料
4	誰もが安心して暮らせる 住宅・住環境づくり	セーフティネット 住宅※登録住戸数	19 戸	38 戸	(一社) すまいづ くりまちづくりセ ンター連合会資料
5	いつまでも住み続けられ る良質な住宅・住環境づく り	管理不全状態の空 き家等・特定空家等 の件数	76 件	140 件	たつの市空き家等 対策計画 (R2～ R8) を参考
6	みんなを守る、安全で安心 な住宅・住環境づくり	住宅の耐震化率	77.9%	85.2%	たつの市耐震改修 促進計画
7	日常的な暮らしをみんな で支えるコミュニティづく り	自立のまちづくり 事業の申請数	96 件	140 件	まちづくり推進課 資料

※セーフティネット住宅：住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、県知事、政令市の長又は中核市の長の登録を受けた住宅のこと。